

## 平成 27 年度 第 2 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 27 年 10 月 22 日（木） 10 時 00 分～12 時 30 分

場 所：中央合同庁舎第 5 号館 22 階 環境省第一会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、梅田委員、大石委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、原田委員、平尾委員、藤井委員、奈良委員、藤本委員、安井委員（座長）、柳委員

（五十音順、敬称略）

### 1．特定調達品目及び判断の基準の見直し（案）について

#### < 物品・役務について >

- 文具の詰め替え品に係る基準案について、ボールペンの替芯は特定調達品目に指定されていないため、グリーン調達の対象にならないが、この点については問題ないか。
  - ⇒ 品目に追加するとなると判断の基準を設定する必要があるが、現状では適当な基準がない状況であり、一方で、リユース品なので無条件に適合にしてもよいのではという考え方も有り得る。エコマークの基準等を参考に今後検討したい。（事務局）
- エアコンの冷媒について、地球温暖化係数 750 以下とあるが、IPCC の数値なのか、業界基準なのかご教示いただきたい。
  - ⇒ 数値は、IPCC の第四次評価報告書に基づく経済産業省告示によるものである。なお、家庭用エアコンに使用される R32 冷媒の地球温暖化係数は 675 である。R32 は混合冷媒であるが、その場合も数値が決まっている。（事務局）
- 飲料自動販売機設置に係る特定の化学物質の判断の基準への適用除外について、リユース部品を使用している自動販売機には適用しないとあるが、リユース部品の部分には適用しないとすべき。
  - ⇒ 主旨としては、リユースされた部品には適用しないということであるため、当該部品が特定できるかを事業者を確認した上で表現を修正したい。（環境省）
- 今回見直しを行わなかった衛生用紙の点検結果については、「実態を把握してから必要性を判断する」という書き方に修正するとよいのではないかと。

#### < 物品・役務について（繊維製品） >

- 植物由来合成繊維は、直接の原料が植物でないといけないのか。植物由来の PE、PLA などを転用して入れても植物由来となるのか。
  - ⇒ 元々の原料が植物であれば良いという整理である。なお、植物由来プラはものによっては製造工程における環境負荷が多くなることもあるため、ライフサイクルで環境負荷低減効果が確認されているものに限定している。（事務局）
- PET ボトルのボトル to ボトルが増えていることのエビデンスはあるのか。
  - ⇒ PET ボトルリサイクル推進協議会の報告書によると、平成 25 年度は前年度比 49% 増加している。（事務局）
- PET ボトルの回収率とリサイクル率の数字を見ると、所々、相関が取れていないように見え

る。この理由は何か。

⇒ 途中から統計の取り方が変わっているなどの経緯がある。詳細については再度確認する。

(事務局)

- 繊維製品の植物由来合成繊維にのみ認めている製造工程におけるカーボンオフセットについては、今回は従前どおり認めることとなったが、これはグリーン購入法の制度全体の整合性の観点から見直すべきであると考えている。また、バイオプラについては、さとうきびでさえ、一部の団体からは、森林破壊を起こしているという懸念が表明されている。原材料に係る現状を含め、バックデータをそろえておく必要があると考える。
- バイオベース合成ポリマー含有率の定義を明記し、測定方法を記載すべき。
- バイオベース合成ポリマー含有率は、ISO16620 に基づき  $^{14}\text{C}$  法により測定されるもので、エコマークとも同一の定義であるため、事業者は理解していると考える。

⇒ 現段階では、調達者の手引きに記載したいと考えている。(環境省)

#### <公共工事について>

- 合板型枠の板面表示に係る経過措置を延長することについて、これからオリンピックに向けて公共調達で多く使われることを考えると、できるだけ早く対応していく必要があるのではないか。

⇒ 新品の合板型枠については概ね来年度初頭には板面表示のなされた製品の供給が可能と伺っている。ただし、型枠は通常複数回使用されるものであり、現場で使用された後に同一現場内で転用される他、型枠工事業者の倉庫に保管され、他の現場で再使用される等のサイクルになる。そのペースも踏まえ、半年から1年程度あればストックについても板面表示への対応が可能となると伺っていることから、28年度末までの経過措置延長を判断した。(国土交通省)
- 環境配慮型道路照明について、配慮事項に追加した設置個所の光色や演色性への配慮は当然のことであり、敢えて書く必要があるか。

⇒ 要求される性能がLEDでは達成できない場合、その性能を諦めてまでLEDを調達するという誤解が生じないように、従来から記載されていた項目を残したものである。(国土交通省)
- 高圧ナトリウムランプ、セラミックメタルハライドランプは環境配慮型道路照明から外れることになるのか。
- LED照明は雪の地方では見えなくなるため、ハロゲンランプしか使えない場所も多くあるが、その場合はグリーン調達の分母からも外れることになるのか。

⇒ 対象からは外れるため、調達実績としてはカウントせず、分母からも外れることとなる。国土交通省では、LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)を策定しており、昨今のLEDの性能を勘案して適用範囲を拡げるなど順次改定をしている。原則として新設、更新の場合については、LED照明の導入を検討するというグリーン購入法以外のスタンスもある。ただし、演色性や光色という形で環境性能以外の観点でLEDでは達成できない場合はこの限りではない。(国土交通省)
- 配慮事項に従前の高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを使う場合

の条件を残しておくこともご検討いただきたい。

- ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機（GHP）の性能について、能力の大きいものほど基準が厳しくなる理由について教示願いたい。
  - ⇒ 実際に流通している製品の傾向として、能力が大きくなるにつれ APFp が高くなっているためである。（国土交通省）
- ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、製材については JAS 法、建築用ボードについては JIS 法となっているが、違いについて教示願いたい。
  - ⇒ JIS は製品が対象となり、製材等は材料であるため JAS 法が適用される。（事務局）
  - ⇒ 同じ測定方法であれば、統一した記載にする方が良いのではないか。
  - ⇒ 製品の場合と木材の場合とで測定方法が異なる。それぞれ適用される規格を記載することで良い。
- ロングリストの再生骨材について、調達地域に限定しているという理由だが、建設物の解体で発生するコンクリートはどこにでもある。東京オリンピックで増えてくることもあるため、明確な見解を伺いたい。
  - ⇒ 提案された品質基準を満たす再生骨材を特定調達品目に指定する場合、メーカーが限定され全国一律で調達することが困難。製造・供給状況を確認し、問題がないと判断された場合には、採用を検討することになる。（国土交通省）
- 別の品目で環境負荷低減効果が期待されないためという理由があるが、バイオプラスチックの導入の際に、環境負荷低減に係る定量的データを事業者側が提出してきたという経緯があり、他の品目についてもデータの提出を奨励すべきではないか。

## 2. プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討内容について

- 一般論として需給上の制約への配慮が必要であるが、今対応する製品が存在しないほどの高いプレミアム基準を示して開発を促すなど、調達側が引っ張るようにすべきという意見、また、照明、空調等について、ビル全体のエネルギーマネジメントとして検討すべきという議論があった。
- 特に業務用の空調ではシステムとしてみるのが重要である。一次消費エネルギー量を設計値でみた場合の国土交通省の基準があるため、それより何%削減といった設計の観点も含めて考えるとよい。
- 電気の供給について、いかに再生可能エネルギーを使うか、また、水素自動車の水素をどうやって作るか、といった観点でも検討できるとよい。
- 2050 年を考えると、カーボンフリーの水素、カーボンフリーの電気についての検討は長期的な課題である。

以上